

秋田県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二十六号中「市町村立中学校」の下に「（市町村立義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。